

船舶事故調査報告書

平成24年7月26日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委 員 横 山 鐵 男（部会長）
 委 員 庄 司 邦 昭
 委 員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年10月13日 06時10分ごろ
発生場所	長崎県新上五島町串島北方沖 串島灯台から真方位044° 1,370m付近 （概位 北緯32° 58.1′ 東経128° 59.4′）
事故調査の経過	平成23年10月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 ^{きんせい} 金生丸、9.1トン NS2-23213（漁船登録番号）、個人所有 16.30m(Lr)×3.04m×1.09m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、平成12年6月26日 B 漁船 さつき、0.4トン NS3-603148（漁船登録番号）、個人所有 5.20m×1.57m×0.57m、FRP ガソリン機関（船外機）、漁船法馬力数30、平成11年12月9日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 36歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年4月22日 免許証交付日 平成19年7月30日 （平成25年4月21日まで有効） 甲板員A 男性 64歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年9月30日 免許証交付日 平成20年8月27日 （平成26年2月23日まで有効） B 船長B 男性 82歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年5月7日 免許証交付日 平成21年10月5日 （平成27年3月22日まで有効）
死傷者等	A なし B 死亡 1人（船長B）
損傷	A 船底部にペイント剝離を伴う擦過傷及びプロペラ翼曲損 B 両舷船首部外板に破口

<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長A及び甲板員Aが2人で乗り組み、甲板員Aが操舵室の椅子に腰を掛けて手動操舵に当たり、衝突の5分前ごろ新上五島町中^{なかどおり}通島西部の福崎鼻北方沖で左転し、串島野崎北方沖に向け、全周灯及び両色灯を点灯して約14ノットの速力で南西進した。</p> <p>A船は、船首が浮上して船首方に死角が生じていた。</p> <p>甲板員Aは、変針後、進路方向に他船や灯火を認めなかったため、船首を左右に振って死角を補うなどの見張りを行わず、また、1.5海里レンジで作動中のレーダー画面を見ずに航行していたところ、平成23年10月13日06時10分ごろ、A船の船首部とB船の左舷前部とが衝突し、A船は、B船を乗り切って数m前進して停止した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、串島北方沖で錨泊し、釣りをしていたところ、B船の左舷前部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、衝突後、転覆したので、船長A及び甲板員Aは乗組員を探したが発見できず、船長Aが119番経由で海上保安部に救助を要請し、船長Bは、来援した地元の長崎県水難救済会飯ノ瀬戸救難所の救助船により、07時30分ごろ、転覆したB船船内において、うつ伏せ状態で発見されたが、搬送された病院で死亡が確認された。船長Bの死因は、溺死と検案された。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p> <p>日出時刻：06時26分</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>本事故は、日出16分前の薄明の時間帯に発生したが、月齢は約15.5（月没時刻07時17分）で目視により他の船舶等を視認することができた。</p> <p>船長Aの海上保安庁への通報は、衝突の約30分後であった。</p> <p>船長Aは、本事故発生時、後部甲板で餌の準備を行っていた。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>B船の灯火のスイッチ3個は、全てOFFの状態であった。</p> <p>B船の船外機は、チルトアップされた状態であった。</p> <p>B船は、操舵室等の甲板上の構造物がない小型漁船であり、船体中央付近の両舷に釣り竿がセットされ、左舷側のものが、舷側付近で折れており、ブルワークの左舷中央よりやや船首方から左舷船首部にA船が衝突して乗り切った際の破口とプロペラ痕が見られた。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B 不明</p> <p>A あり、B 不明</p> <p>A なし、B 不明</p> <p>A船は、串島北方沖を南西進中、甲板員Aが、進路方向に他船や灯火を認めなかったため、船首を左右に振るなどして死角を補う適切な見張りを行っていなかったことから、前路で錨泊中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、串島北方沖で錨泊して釣り中、A船と衝突したものと考えられる。</p>

		<p>船長Bは、溺死した。</p> <p>船長Bは、転覆した船内で発見されたことから、船内で溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、薄明時、串島北方沖において、A船が南西進中、B船が錨泊中、甲板員Aが適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見張りは、目視のみでなく、レーダーも適切に使用して周囲の船舶を見落とさないように行うこと。 ・航行中、船首死角が生じる場合は、適切な見張りを行うため、船首死角を補う措置を講じること。 ・救命胴衣を着用すること。 	